

初めての私は今ひとつ勝手が判らず、他の職員さん方とはそれほどお話しもしませんでした。運動会の実行委員会などで見知った顔も多く、そのうちの幾人かとは少しですがお話もさせて頂いていただきました。十一月にアミテイ舞州で行われる運動会に向けて実行委員会に参加する作業所職員さん達と連携を強めたいと思い、そのためにも作業所間での交流をもっと深めたいと感じました。



三時前に交流会は終了となりましたが、研修会、交流会共にとっても有意義な時間を過ごせたように思われます。

平成20年10月1日から・・・

障害のある方を対象としたNHK放送受信料の免除基準が変わります・

【全額免除】

「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税(住民税)非課税の場合に、全額免除となります。

- * 従来の「身体障害者」「重度の知的障害者」から対象が拡大されます。
- * 生活状態の条件が「市町村民税非課税」に統一されます。

【半額免除】

- * 視覚・聴覚障害者が世帯主の場合に、半額免除となります。
視覚・聴覚障害者の免除基準の変更はありません。
- * 重度の障害者(身体障害者・知的障害者・精神障害者)が世帯主の場合に、半額免除となります。従来の「重度のし体不自由者」から対象が拡大されます。

□ NHK放送受信料免除基準の新旧比較

	全額免除 【障害者の方を世帯構成員に有する場合】		半額免除 【障害者の方が世帯主の場合】	
	平成20年9月30日まで	平成20年10月1日から	平成20年9月30日まで	平成20年10月1日から
身体障害者	生活保護法による最低生活費の額に身体障害者特別加算額を加算した額の費用によって営まれる生活状態以下の世帯	世帯構成員全員が市町村民税非課税	・視覚・聴覚障害者 ・重度のし体不自由者	・視覚・聴覚障害者(変更なし) ・重度の身体障害者(内部障害等を追加)
知的障害者	重度の知的障害者を構成員に有する世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税	世帯構成員全員が市町村民税非課税(重度以外も対象)	適用外	重度の知的障害者
精神障害者	適用外	世帯構成員全員が市町村民税非課税	適用外	重度の精神障害者

問合せ先：NHK視聴者コールセンター 電話0120-151515

または、地区担当のNHK営業センターへ